令和2年度

那智勝浦町職員追加募集要項 (一般行政職·土木技術職·学芸員)

1. 募集職種・募集人員・受験資格等

職種	人員	受 験 資 格 等
	2名程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で高等学校卒業(又は同等)以上
A 一般行政職		の学力を有する人又は令和3年3月に卒業見込みの人(短期大学及び
		4年制大学卒業・見込みを含む)
B 土木技術職	1名程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人で以下の①、②のいずれかに該
		当する人
		①大学、専門学校又は高等学校等で土木の専門課程を卒業した人(又
		は令和3年3月末までに卒業見込みの人)
		②1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人(又は令和3年3
		月末までに資格取得見込みの人)
C 学 芸 員	1名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で大学(短期大学を除く)又は
		大学院で考古学または埋蔵文化財の専門課程を卒業した人(又は令和
		3年3月末までに卒業見込みの人)で博物館法による学芸員の資格を
		有する人(又は令和3年3月末までに資格取得見込みの人)

- 注1 高等学校卒業(又は同等)とは、高等学校を卒業していること又は文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」に合格していることをいう。
- 注2 次に該当する人は受験できません。 地方公務員法第16条に該当する人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 当町役場において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験の方法

(1) 第一次試験

試験区分	試験種目	試験内容	
A 一般行政職	教養試験 (90分)	社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う 問題	
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査	
	事務適性試験 (10分)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面か らみる検査	
B 土木技術職	教養試験 (90分)	社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う 問題	
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査	
	専門試験 (90分)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、 土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工	
C 学 芸 員	教養試験 (90分)	社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う 問題	
	職場適応性検査(20分)	公務員としての職場生活への適応性検査	
	専門試験 (90分)	博物館学、考古学、民俗学	

(2) 第二次試験(第一次試験合格者のみ) 論述試験、面接試験

3. 試験の日時及び場所

(1) 第一次試験 日 時 **令和3年1月24日(日) 午前9時から**

場所

那智勝浦町役場 2階大会議室

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1

Tel 0 7 3 5 - 5 2 - 4 8 1 1

終了予定時刻 試験区分 A 12時00分

B、C 14時30分

※昼食は各自でご用意下さい。

(2) 第二次試験の日時は、第一次試験の合格者に通知 ※2月中旬を予定。

4. 受験手続

受験申込書は、12月7日(月)から配布します。

町役場総務課及び各出張所備付け又は町ホームページよりダウンロードした採用試験申込書と受験票に必要事項を記入し、受験票は63円葉書の裏面に貼り付け、それらを同封のうえ役場総務課へ提出してください。

郵送の場合は必ず特定記録郵便又は簡易書留で郵送することとし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、「〒649-5392和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1那智勝浦町役場総務課」あてに郵送して下さい。

※ 提出書類 ・採用試験申込書 ・受験票を貼り付けた葉書

5. 受付期間

<u>令和2年12月21日(月)~令和3年1月8日(金)</u>

(土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで) (受付期間最終日1月8日(金)の午後5時**必**

6. 採用及び勤務条件

- (1) 採用は、令和3年4月1日の予定です。
- (2) 採用時の給料月額は、基本として、次のとおりです。(令和2年4月1日現在)

職種	大学卒	短大卒	高校卒
A • B • C	182, 200	163, 100	150,600

※卒業後に職歴等がある場合は、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。 ※上記のほか「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7. その他

受験に当たって提出していただいた受験申込書等は返却いたしません。また、試験に際しての交通費は支給いたしません。

受験資格である資格または免許を取得見込みで受験し、令和3年3月31日までに取得

できなかった場合、採用内定後であっても採用されません。また、受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載が判明した場合又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

【受験のお問い合わせ】

那智勝浦町役場総務課 総務係 (電話) 0735-52-4811 内線 212 · 213